処分ID	3141002		処分名	利用許	利用許可の取消し等									
区分	不利益処分·条 例 処分権者			指定管	指定管理者									
担当部署	部 文化スポー	ーツ部	討	文化振	文化振興課									
根拠 規定	鈴鹿市民会館	官条例	·		第15条第1項									
	① 鈴鹿市民	会館条	例	第15条第1項										
基準 規定	2													
	3													
	設定の有無	有	当初部	设定日	令和7年4月24日	最終更新日	令和7年4月24日							
	非公開該当		未設定	理由										
	※ 基準規定	※ 基準規定(参考)												
	(利用許可の取消し等) 第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用許可													
	第15条 指足管理有は、利用有が次の各号のいりれがに該当りると認める場合は、利用計可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用の条件を変更することができる。 (1) 第9条各号のいずれかに該当するに至つたとき。													
	(1) 第9条各号のいすれかに該当するに至つたとさ。 (2)~(5) 略													
	※ 参考													
	鈴鹿市民会 (利用許可(
		管理者	は、利用		たけようとする者が次の できる	の各号のいずれた	いに該当する場合を							
	(1) 公益又に	は公安を	を害し、善	良な風俗	谷を乱すおそれがある									
	るおそれがあ	ると認	められる	場合	の教唆、権利の侵害									
	<u> </u>				失するおそれがある。 があると認められると		0							
	(3) 暴力排除の趣旨に反するおそれがあると認められるとき。 (4) 会館の管理運営上支障があると認められるとき。 ・催事の内容が、騒音、振動、悪臭等を発生させるもので、これらに対する対策が不十分であ													
	ると認められる場合													
	・催事の内容が、利用者、近隣住民等の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると 認められる場合 ・入場者数が施設の収容定員を超過することが予想される等、消防法上危険であると認めら													
	れる場合													
	・催事の内? る場合	孚が、 当	当該催事約	終了後の)清掃、直後の利用に	支障を来すおそれ	れがあると認められ							
					の設置方法、市民会 があると認められる場		品の使用について、							
					定管理者が利用を不		0							
標準処理	設定の有無		当初部	设定日		最終更新日								
期間	期間													
聴聞等	聴聞													
供去														

処分ID	3141004 処分名				利用許可の取消し等						
区分	不利益処分·条 例 処分権者				管理者						
担当部署	部 文化スポ	ーツ部	1	課 文化:	振興課						
根拠 規定	。 鈴鹿市文化:	会館条	例	•		第15条	第15条				
	① 鈴鹿市文	化会館	1条例	第15条	第15条						
基準 規定	2										
	3										
	設定の有無	有	当初	設定日	平成28年9月15日	最終更新日	令和7年4月24日				
	非公開該当		未設	定理由							
処分基準	取 (1) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	の管は号ない管等は容らを余の管は号なり、一般を表現の公がと気がいる。一般を表現の公がと対し、一般を表現の公がと対し、一般を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	し 当 明 い に い に に に に に に に に に に に に に	し、 に 新す良法 は 、 あるな お合しす で こ あるな に 	(は利用の条件を変) るに至つたとき。 受けようとする者がからでまる。 俗を乱すおそれがあるの教唆、権利の侵 域失するおそれがあると認められる	更することができる なの各号のいずれた ると認められるとき 害、人種や信仰等 ると認められるとき	かに該当する場合を き。 に係る差別を助長す				
	(4) 会館の管理運営上支障があると認められるとき。 ・催事の内容が、騒音、振動、悪臭等を発生させるもので、これらに対する対策が不十分であると認められる場合 ・催事の内容が、利用者、近隣住民等の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合										
	れる場合 ・催事の内				過することが予想され の清掃、直後の利用		を を を を を を を を を を				
	施設管理者の	の指示	に従わな	いおそれ	等の設置方法、文化 いがあると認められる 定管理者が利用をそ	場合	品の使用について、 。				
標準処理	設定の有無		当初	設定日		最終更新日					
期間	期間										
聴聞等	聴聞										
備考											

処分ID	3142002			処分名	使用許可の取消し等						
区分	不利例	利益処分•	条	D分権 ¹	者	指定管理者					
担当部署	部文化スポーツ部課				文化則	文化財課					
根拠 規定	佐仁	左木信綱訂	己念館组	条例					第11条第1項		
	① 佐佐木信綱記念館条例 第11条第1項										
基準 規定	2	鈴鹿市暴	力団排	除条例]		第9条				
	3										
	設	定の有無	有	当初]設:	定日	平成28年9月14	4日	最終更新日	平成28年9月14日	
		<mark>公開該当</mark> 左佐木信網	M 中 今 個	未設	定	理由					
	第1 (1) (2) (3) (4)	ノ, 又は使, 使用者か 使用者か 偽りその 第7条第 前各号に	管理者 用を停 にの条 で用の 他不正 1項各	止し、若 を例又に の許可で な手段 号のい	きしくかこれ	(は使用 れに基: 件又は より使用 いいに言	の各号のいずれた 目の条件を変更す づく教育委員会規 は目的に違反した。 目の許可を受けた するに至つた を当するに至つた を管理者が必要と	るこ 則! とき とき	ことができる。 に違反したとき。 。 。 。	使用の許可を取り	
処分基準	(公第の規当るで	現定により 定する公の 該公の施設 さは, 当記 当該不許	利用におおり施設を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	おける k市教育 れた法 いう。」 用の許 を許可の :許可の	委人以可せ取り	員会 と この した し い い い い い い い い い い い い い い い い い	D団体は, 市が設 :において同じ。)(合において, 当該 当該利用の許可	置りの利用を施りた。	、た公の施設(同) 用の許可の申請 用が暴力団を利す り消すことができ 段の利用の許可!)第244条の2第3項 去第244条第1項に があった場合又は することとなると認め る。この場合におい 又は許可の取消しに	
標準処理	設	定の有無		当初]設:	定日			最終更新日		
期間		期間									
聴聞等	聴										
備考											

処分ID	3142003			処分名		資料の	資料の特別利用許可の取消し等					
区分	不利例	益処分・第	条	心分権者 教育委		員会						
担当部署	部	文化スポ-	-ツ部		課	文化財課						
根拠規定	佐佐	木信綱記	念館组	条例					第	第11条		
	① (i	左佐木信約	綱記念	館条例	第	第11条						
基準 規定	2	冷鹿市暴;	カ団排	除条例	第	第9条						
	3											
	設定	≧の有無	有	当初]設:	定日	平成28	年9月14日		最終更新日	平成28年9月14日	
	非公	〉開該当		未設	定	理由						
処分基準	(第消(1)(2)(3)(4)(5)(2)(5)(5)(5)(5)(5)(6)(6)(6)(6)(6)(6)(6)(6)(6)(6)(6)(6)(6)	,使使偽第前前お許特用 鹿の条定す公舎当以用用り7各のい可別す 市設市にるの、不使がかの第に規模を利る 暴の長りの設計である。第15年の第15年の第15年の第15年の第15年の第15年の第15年の第15年の	し管用に使他1掲官前ける条の目の皆指施の利可等理をの用不項掲は項た」第の排し定設利用以合い者停案の正各で第中者と1の限にはさを見る。	は止めな号も第「打」項(余お市れい用を許り、又可手のの条定、項各(例も表さいの許可の表定、項号)のる首法。許可の	告はのはず)は19章使角」 制育人以可せ)以いこ条にオま11理月4と 順委そ下をず取	(はれ件りかの負者の号読し、)員でこし、消はに又はか、の」と「みらいのた又し使基は伊に指許さと「特をしての条場はの	月づは月亥定可ああすえ は団に合当処外条教的許す理受のの条も 地体いお利は、件育に可る者けばはは100 方はいい用当	を受していた教資項す 治市同ての要員しけつ要以委の号。 に設い、当可す規とと認いのよう に設いますが、おび、当可が関係とと認い、会特と 和置の利をといる。 おいます おいます おいます おいます おいます おいます おいます おいます	こに、ききめ利は別あ 12し川用収設と近。。。かりと和る 22た用がりの	ができる。 きたとき。 と者でしたとき。 と者でした。 と者では、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	使用の許可を取り に準用する。この場 のは「第6なにおい 第244条の2第3項 第244条第1項におい 第244条第1項は 計ることとなるとにおい する。この場合におい ま第つたはあるとにおい であるととなるとにおい	
標準処理	設定	⋶の有無		当初]設:	定日			,	最終更新日		
期間 ————	į	期間										
聴聞等	聴聞											
備考												

処分ID	3142005	久	见分名	許可の	可の取消し等				
区分	不利益処分•: 例	条 処	分権者	教育委	員会				
担当部署	部 文化スポーツ部 課			文化則	文化財課				
根拠 規定	 鈴鹿市資料飢	1条例		第10条第1項					
	① 鈴鹿市資	料館条例	列	第10条第1項	第10条第1項				
基準 規定	② 鈴鹿市暴	力団排隊	余条例	第9条	第9条				
	3								
	設定の有無	有	当初設	定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日		
	非公開該当 ○鈴鹿市資料	1 館冬例	未設定	理由					
処分基準	許(1) (2) (3) (4) (4) (5) (4) (5) (4) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	委し、他は 又掲	関 関 の的にの 条 け を の の の の の の の の の の の の の	くよて、教・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	D団体は,市が設置 :において同じ。)の 合において,当該利 当該利用の許可をB	できる。 :。 たとき。 けおそれのあると はおそれのあると はおそれの施設(同語) 用が暴力団を利う 取り消すことがです。 設の利用の許可 説のの計画の においる	き。)第244条の2第3項 法第244条第1項に		
標準処理	設定の有無		当初設	定日		最終更新日			
期間	期間								
聴聞等	聴聞								
備考	資料館の管理	関は指定	管理者に	よるが	、資料の利用許可等	学は教育委員会に	よる。		

処分ID	3142007		処分名	許可σ)取消し等		
区分	不利益処分· 第例	人	心分権者	市長			
担当部署	部 文化スポー	-ツ部	課	文化則	才課		
根拠 規定	鈴鹿市考古博	物館의		第7条第2項			
	① 鈴鹿市考古	占博物	館条例	第7条第2項			
基準 規定	2						
	3			***************************************			
	設定の有無	有	当初設	定日	平成28年9月14日	最終更新日	令和7年9月5日
	非公開該当 ○鈴鹿市考古	. 1 -12 .1 A	未設定	理由			
処分基準	ずれかに該当 (1) 偽りそのff (2) 許可を受り (3) この条例】	すると 也不正 けた目 又はこ	きは、許可 の行為に。 的に反して れに基づく	「を取り より許っ て、使用 「規則に	6条第1項又は第2項 消し、又はその効力でででいたとき。 付し、又は特別利用をは に違反したとき。 館の管理上支障を来	を停止することが したとき。	できる。
標準処理期間	設定の有無		当初設	定日		最終更新日	
	期間聴聞又は弁明	の機					
聴聞等	会の付与) 	生司の:	効力の停止の場合は	・ 弁服の機会の仕	<u>5</u>
備考	IBT HJ VJ 採ノ行し「	♥ノ*匇 亡	11の心川、	ı [H] (/)	MJ기VI宁亚VJ场 ロ ld	▗┰┅┅ℴℎℼ茲ⅥÑ	7

処分ID	3143001			処分名 使月		使用許	目許可の取消し等 						
区分	不列	利益処分• ១	条	処分権	心分権者 その他		1	市長又は指定管	理者				
担当部署	部	文化スポー	-ツ部		課	スポー	スポーツ課						
根拠規定	鈴原	鹿市運動施	設の	设置及	び管	理に関	する条例	第9条					
	1	鈴鹿市運動	動施設	の設置	第9条								
基準 規定	2	鈴鹿市暴力	カ団排	除条例]	第9条							
	3												
	設	定の有無	有	当初]設:	定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日				
		公開該当			定	理由							
	(使	[用許可の]	取消し	等)									
)各号のいずれかに Netを変更することが		吏用許可を取り消				
	(1)	し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。 (1) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。											
	(1) 使用者が,使用許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者が,使用許可の条件に違反したとき。 (3) 使用許可の申請に偽りがあつたとき。												
	(4)						又は指定管理者に 利用できなくなったとき						
	(具体例:災害等で施設を安全に利用できなくなったとき。実施予定の工事の工期に被って しまったとき。)												
処分基準	(公	(公の施設の利用における制限)											
		第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項 の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に											
	の規定により指定された法人での他の団体は、市が設置した公の施設(向法第244条第 1項に 規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は 当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認め												
	25	るときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合におい											
		て, 当該不許可又は許可の取消しの処分は, 当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しに ついて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。											
標準処理	設	定の有無		当初]設:	定日		最終更新日					
期間		期間		_									
聴聞等	聴	聞											
備考													

処分ID	3144001		処分名	図書館	書館施設の使用の許可の取消し							
区分	不利益処分· 例	条	心分権者	市長								
担当部署	部 文化スポー	ーツ部	課	図書館	à							
根拠 規定	鈴鹿市立図書	書館条 個	列		第9条							
	① 鈴鹿市立	図書館	条例	第4条、第9条								
基準 規定	② 鈴鹿市暴	力団排	除条例	第9条								
	3											
	設定の有無	有	当初設	定日	令和3年3月24日	最終更新日	令和7年9月3日					
	非公開該当		未設定		[_ 1, 1_ =± \1, ± 7 ± 1	L # E 6 = 1 = 1						
	市長は、使用を停止し、又は				れかに該当するときに とができる。	「、使用の許可を」	取り消し、その効力					
	(1) 暴力団(鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年鈴鹿市条例第2号)第2条第1号に規定する暴 カ団をいう。)を利することとなると認めるとき。											
	(2) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 ⇒上記の具体例として、使用者が館内利用者に対する暴力行為を行ったとき。											
	(3) 主として物品の販売その他これに類する行為を行うと認めるとき。 (4) 図書館の施設(設備を含む。以下同じ。)を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認											
	めるとき。 (5) 管理運営上支障を来すおそれがあると認めるとき。											
処分基準	⇒上記の具体例として、使用者が、故意に館内設備を破損させたとき。 (6) 鈴鹿市立図書館条例又はこれに基づく規則に違反すると認めるとき。 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。											
	(ア) 前告与に掲げるもののはが、市長が過当でないと認めるとと。 ⇒上記の具体例として、営利法人の会議 (8) 使用の許可の条件に違反すると認めたとき。											
					用の許可を受けたと認	図めたとき。						
+悪維 <i>m</i> TR	設定の有無		当初設	定日		最終更新日						
標準処理 期間	期間				<u> </u>							
聴聞等	聴聞	2										
備考												
湘石												